

	富山市八尾町土玉生字中島向 615番2まで	変更後	最大 16.2 最小 10.8	81.2	
--	-----------------------	-----	--------------------	------	--

富山県告示第402号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年11月6日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 472号	富山市八尾町土玉生字中島向 615番2から 富山市八尾町土玉生字中島向 615番2まで	令和5年11月6日	富山土木センター

富山県告示第403号

富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金に係る未収金の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 委託する事務の範囲

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条（同法第31条

の6及び第32条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金に係る未収金のうちの一部の収納事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

弁護士法人一番町綜合法律事務所

東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル

3 委託の期間

令和5年10月26日から令和6年3月31日まで

富山県告示第404号

富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦について

富山県労働委員会労働者委員1名の辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合から、労働者を代表する委員の候補者の推薦を次の要領によって求める。

令和5年11月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 推薦団体資格

労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、富山県労働委員会により法第2条及び第5条第2項の規定に適合することが立証された労働組合であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

4 推薦期間

令和5年11月6日(月)から11月20日(月)まで

5 推薦書の提出先

富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部労働政策課

別記様式

年 月 日					
富山県知事 殿					
所在地 労働組合名 代表者名					
富山県労働委員会委員候補者の推薦について 労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の労働者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。					
氏名	生年月日	住所	所属労働組合の名称及び地位	所属会社・工場の名称及び地位	経歴

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第6号

1月1日から2月末日までにおけるさくらますの採捕規制について
漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定によ
り、さくらます採捕について次のとおり制限する。

令和5年11月6日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 竹野博和

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、さくらますを採捕してはならない。
ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた
者が採捕する場合は、この限りでない。

Table with 2 columns: 区域 (Area) and 禁止期間 (Prohibition Period). Row 1: 富山県の内水面 (Inland waters of Toyama Prefecture) | 令和6年1月1日から同年2月29日まで (From January 1, Reiwa 6, to February 29 of the same year).

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2
項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準
用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦
覧に供する。

令和5年11月6日

富山県知事 新田八朗

- 1 店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ立山日俣店 立山町日俣字井合坪割321番1 他10筆
2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
3 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所/敷地東側1箇所、敷地南側1箇所

(変更後) 3箇所/敷地東側2箇所、敷地南側1箇所

4 変更の日 令和5年10月25日

5 変更の理由 東側に新たに出入口を設置するため

6 届出の日 令和5年10月24日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年11月6日から令和6年3月6日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

